

工場長池永寛及技師長渡邊隆三助、昨二十日、争議団  
ニ會見ヲ申込ニ訪同セル代表宮越一三金子文太郎ト  
會見シ

解雇手当トシテ工場内規定額ニ更ラニ日給ノ二十日  
分ヲ加給スル旨ヲ速ニ争議団側ニ於テハ日給ノ二十  
五日分ヲ支給セラレタシト懇復シ種々折衝ノ結果争  
議参加者ニ對シテハ争議団ノ主張ヲ容レニ十五日分  
ヲ支給スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ其支給額左記  
通り

支給額ニ總額ニ只七十九円

一工場内規ニ依ル解雇手当

勤続六月未満ノ者 日給十七日分

勤続一七年末滿ノ者ノ 日給二十五日分

一 一年以上 日給二十五日分ニ六月ヲ増ス毎日給七分

一 五年以上 五厘加給 日給三十九日分ニ七月ヲ増ス毎日給一割  
一 七年以上 加給

ニ争議ニヨル増額支給ノ分

一 一般ニ日給二十日分支給

但ニ争議団員七五人ニ對シテハ別ニ日給五日分支

給

右及申(通)報候也

株式会社労働

昭和二十九年六月十九日  
労働三團十九日  
労働三團十九日